

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○医療法施行細則の一部を改正する規則	（医療政策課）	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課）	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	（同）	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の辞退	（同）	二
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正	（農林水産経営支援課）	二
○県営土地改良事業の工事の完了	（農村振興課）	三
○保安林の指定の解除（四件）	（森林整備課）	三
○定置漁業権及び区画漁業権に係る漁業の免許	（水産業振興課）	四
○廃川敷地等の発生	（河川課）	四
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	（障害福祉課）	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の辞退	（同）	四
○砂利採取業務主任者試験の実施	（産業立地推進課）	四
○外部監査人の監査の事務の補助		五
○定置漁業の保護区域の指示		五

宮城海区漁業調整委員会

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十六年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号中

5 管理する施設相互間の距離及び連絡に要する時間	距離	（手段）
	連絡に要する時間	

を

5 管理する施設相互間の距離及び連絡に要する時間	距離	（手段）
	連絡に要する時間	

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十年七月十九日次の者を指定した。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
山中 多聞	循環器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小野 学	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
宇佐美 修	内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号
早坂 研	外科	南三陸病院	南三陸町志津川字沼田十四番三号
増田 高行	内科	医療法人清仁会古川クリニック	大崎市古川西館三丁目三番二号
菅原 理恵	眼科	富谷中央病院	富谷市上桜木二丁目一番六号
深瀬 耕二	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
岩指 元	消化器外科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
千葉 正典	内科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二百番地
佐々木 寛	内科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二百番地

○宮城県告示第八百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新		旧	
氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
中山 昇一	内科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼巻二番地
浅野俊一郎	眼科	巨理浅野眼科医	巨理町字新町二丁目十四番地
		公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
		栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号

○宮城県告示第八百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
猪原 正史	外科	石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜字清崎山七番地
小川 則彦	外科	公立黒川病院	大和町吉岡字西松木六十番地
菅野 重範	神経内科	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番一号

○宮城県告示第八百一十号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十年八月三十一日から施行する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち東宮浜の区域）の項、七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち代ヶ崎浜の区域）の項及び七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち吉田浜の区域）の項中

- 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び敷網を使用し、小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
- 3. 小型定置漁業

- 2. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺網を使用して行う漁業
- 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用し、小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
- 4. 小型定置漁業

（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち花測浜の区域）の項及び七ヶ浜町区域（宮城県漁業

に改め、同表七ヶ浜町区域

協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち菖蒲田浜の区域)の項中「漁獲」を「出た(り)漁獲」に改め、同表七ヶ浜町区域(宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち松ヶ浜湊浜の区域)の項中

2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業

3. 小型定置漁業

を

2. 総トン数20トン未満の漁船により主として刺網を使用して行う漁業

3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業

に改める。

4. 小型定置漁業

○宮城県告示第八百二十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の第三項の規定により公告する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事を完了年月日
柴島	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(水利施設整備事業)	平成二十九年十二月十五日
貝抜沢	農村地域防災減災事業(ため池等整備事業(ため池整備工事(小規模))	平成三十年三月二十二日
城下	農地整備事業(経営体育成型)	平成三十年三月二十七日
南鹿原	中山間地域総合整備事業(生産基盤型)	平成三十年六月八日

○宮城県告示第八百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所
石巻市荻浜字小浜山の一・一五の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市波路上明戸一六一の一、一六一の三、一六二の七、一六二の一〇から一六二の一二まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県松島町手樽字銭神一〇の二五、一〇の二八

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市磯草三九七の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

駐車場用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、別冊のとおり定置漁業権及び区画漁業権に係る漁業の免許をした。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県大河原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系高木川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十年三月八日

三 廃川敷地等の位置

刈田郡蔵王町大字円田字高山三十五番一地先、三十五番二地先、三十五番三地先及び三十六番一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 九百四十二・六五平方メートル

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四一三	平成三十年八月一日
医療法人清仁会小牛田内科クリニック	遠田郡美里町牛飼字牛飼七十七一二	平成三十年八月一日
ホープ薬局大崎西店	大崎市古川新堀字東田三十六一二	平成三十年八月一日
イオン薬局利府店	宮城郡利府町利府字新屋田前二十二	平成三十年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
かなえ調剤薬局	調剤	気仙沼市赤岩杉ノ沢三十八一	平成三十年六月十五日

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成三十年十一月九日(金) 午前十時から正午まで

二 試験会場

宮城県庁舎二階 みやぎ広報室

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成三十年九月十日(月) から九月二十一日(金)までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(電話〇二二二二二二二七三三)

5 受験願書の添付書類

写真(手札形)(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

監 査 委 員

〇宮城県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
平成30年 8月31日

- 宮城県監査委員 齋 藤 正 美
- 宮城県監査委員 す じ ゅ う 哲
- 宮城県監査委員 石 森 健 二

宮城県監査委員 成 田 由 加 里

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏 名 住 所
 - 石 倉 毅 典 東京都台東区小島1丁目6番9-202号 Palazzo 秀雄
 - 伊 藤 洸 矢 宮城県仙台市宮城野区銀杏町24番21号 サンライズ銀杏303
 - 大 木 彩 乃 千葉県柏市柏1丁目7番1-2108号
 - 尾 崎 兼 行 埼玉県和光市本町17番60-1202号
 - 猿 木 貴 史 東京都大田区西蒲田二丁目9番3号
 - 成 田 重 臣 東京都墨田区菊川三丁目3番1号 ヴェルデメント203
 - 西 野 健 太 宮城県仙台市青葉区堤町3丁目3番50号 エスパノール北仙台A棟203
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成30年9月1日から平成31年3月31日まで

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

〇宮城海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、定置漁業の保護区域に関して次のように指示する。

平成三十年八月三十一日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 島 山 喜 勝

一 保護区域

公示番号	漁場の位置	保 護 区 域		
		前 面	沖 合	後 面
定第一号	気仙沼市唐桑町泥這地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二号	気仙沼市唐桑町泥這地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三号	気仙沼市唐桑町松島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第四号	気仙沼市唐桑町松島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第二十四号	先石巻市金華山仁王地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十三号	先牡鹿郡女川町江島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十二号	島地先牡鹿郡女川町江島恋	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十一号	鈴の崎地先牡鹿郡女川町桐ヶ崎	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十号	石巻市雄勝町名振ハテ島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十九号	石巻市雄勝町名振八景島地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十八号	先南三陸町戸倉津根地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十七号	地先南三陸町戸倉ウソ島	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十六号	先南三陸町戸倉椿島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十五号	地先南三陸町志津川野島	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十四号	先南三陸町歌津唐島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十三号	南三陸町歌津泊地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第十二号	地先南三陸町歌津田ノ浦	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十一号	地先気仙沼市本吉町日門	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第十号	崎地先気仙沼市本吉町明神	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第九号	崎地先気仙沼市本吉町明神	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第八号	先気仙沼市大島唐島地	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第七号	地先気仙沼市唐桑町津本	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第六号	島地先気仙沼市唐桑町大槻	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第五号	島地先気仙沼市唐桑町大槻	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル

定第二十五号	先石巻市金華山砂浜地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十六号	先石巻市金華山垂水地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十七号	先石巻市金華山欽形地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第二十八号	石巻市金華山小白浜地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第二十九号	石巻市金華山内高石地先	六〇〇メートル	二〇〇メートル	一〇〇メートル
定第三十号	石巻市長渡浜地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十一号	石巻市網地浜栗ヶ崎地先	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十二号	先石巻市田代浜松石地	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル
定第三十三号	石巻市田代浜電神崎地先(三石)	一、〇〇〇メートル	四〇〇メートル	二〇〇メートル

二 一に掲げる定置網の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁(水産動植物を採捕する行為をいう。)を行い、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為を行ってはならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。